

# 取引契約書

本契約書はDVD・CD制作、複製作業依頼者（以下甲と称する）と受託者(株)Gスリーコーポレーション（以下乙と称する）が映像制作・光メディアの制作、その他付随する一切の業務にかかる問題に関し、その責任の所在を明確にするために取り交わすものとする。

1. 甲が乙に依頼する製作作業に使用する素材は甲がマスターテープより複製した素材（以下サブマスターテープ）を持って依頼し乙は其れにより制作する。また、甲が乙に依頼する複製作業に使用する素材は甲がマスターディスクより複製した素材（以下サブマスターディスク）を持って依頼し乙は其れにより甲の希望する枚数を複製する。
2. 甲が乙に対し光ディスクのプレスを依頼する際にはDLT、DVD-R・CD-R他、乙の指定するメディアを持って依頼し乙は其れをもって甲の希望する枚数を複製する。  
尚、乙はサブマスターテープ・ディスクを作業終了後に返却するが、過失を含むサブマスターテープ・ディスクの破損、消去に関する一切の責任を乙は負わない。
3. 甲が乙に依頼する作業に関する全ての素材（動画・静止画・印刷物）は一切の法律に抵触しないものとする。また、乙の判断により法律に抵触する恐れがある場合は取引を中断できるものとする。  
尚、それにより生じた一切の問題は全て甲の責任であり処理に必要となる一切の費用は甲が負担する。
4. 複製された光ディスクに不良（再生不可、映像・音声の乱れ）が発生した場合、甲は乙に対し速やかに連絡し、不良内容を互いに確認後、乙にその非がある場合には甲よりサブマスターテープ・ディスクの提供を受け該当不良枚数を複製し甲に引き渡すことによりその責任を果したものとする。但し、甲の乙に対する不良の申し出は完成品引渡し一ヶ月以内とする。以後の申し出について乙は一切の責任を負わない。
5. 光メディアの製造・複製に関して完成品とプレーヤーの互換性により生じる問題は上記の項目での不良に該当せずその場合の責任を乙は一切負わない。
6. 甲が乙に依頼する作業の取引条件に関しては「注文書」または「注文請書」により定めるものとする。
7. 天候などによる到着の遅れ、その他、通関時の検査などの事情による納品の遅れに関して乙は一切の責任を負わない。
8. 本契約書に記載していない問題が発生した場合には、甲乙がその都度誠意を持って協議にした上で解決するものとする。

本契約書は2通作成し、甲乙のそれぞれが保管するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 大阪市浪速区稲荷2丁目7-15

シティライフコム1F

TEL : 06-6561-5363

FAX : 06-6561-5362

(株)Gスリーコーポレーション

代表取締役 林 正一